インド特許法の基礎(第42回)

~審決・判例 (7) ~

河野特許事務所 弁理士 安田 恵

1. La Renon Health Care Pvt. Ltd. Vs. Kibow Biotech Inc.他

【事件番号】 ORA/29/2011/PT/MUM

【審決日】 2013年11月13日

【出願番号】 351/MUMNP/2006

【特許番号】 224100

【関連条文】 第3条(e)¹

【キーワード】 単なる混合物

【ポイント】 特定の組成(ビタミン、ミネラル、炭化水素、タンパク質及び脂肪から選択される成分を含む)におけるある種のプロバイオティック細菌(約50億~約200億個のコロニー単位を形成する好熱連鎖球菌)を含む組成物は、単なる混合物では無い。

2. 事実関係

(1) 手続きの経緯

出願人 (Kibow Biotech Inc.) は、米国特許出願 (No.10.676,622、優先日2003年9月30日) に基づいて国際出願を行い (PCT/US2004/032250)、本出願は、発明の名称を「腎臓機能を増大させるための組成物」として、2006年3月28日、インドへ国内移行され、2008年11月5日に登録された。当該特許に対して、La Renon Health Care Pvt.は、特許無効の審判を請求した。

(2) 本件発明の内容

本件特許の請求項1及び請求項2に係る発明の要旨(仮訳)は以下の通りである。ただし、適 宜箇所で改行して3つの構成要件に分節し、(a)、(b)及び(c)の記号を付加した。

【請求項1】

対象における腎臓機能を増大させるための組成物であって、

- (a) 少なくとも1種のプロバイオティック細菌を含み、前記プロバイオティック細菌は好熱連鎖球菌(Streptococcus thermophilus)から選択され、
 - (b) 約50億~約200億個の前記少なくとも1種のプロバイオティック細菌のコロニー単位を形

1 第3条 発明でないもの

次に掲げるものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

(e)物質の成分の諸性質についての集合という結果となるに過ぎない混合によって得られる物質,又は 当該物質を製造する方法